

答申第 887 号

諮問第 1542 号

件名：署示等の開示決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、「平成 28 年中に稲沢警察署で開催された招集行事で配布された文書及び教養された内容がわかるもの。（請求日現在 稲沢警察署警務課で保管するもの）」の開示請求に対し、別記 1 及び別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示及び一部開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 5 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 9 月 15 日付けで行った開示決定及び一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 私は、窓口担当者の職員 A に対し、我が家の関係で、稲沢警察署がどのような再発防止策を行ったのか、それがわかる書類の開示を求めた。
その文書が無いので、開示を求める。

イ 経緯等

(ア) 私は、平成 29 年 5 月 19 日稲沢警察署を訪問し、「課常会に関する資料」について、行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出した。

(イ) その後、職員 A から電話があり、表題の文書は、「不存在である」。あなたが、窓口で請求していた内容は、存在したが、行政文書名が異なるので、行政文書名を変更した開示請求書を郵送する。

(ウ) それなのに、再発防止策が記載された文書が開示されないのは、おかしい。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由に対する認否

審査請求人が、平成 29 年 5 月 19 日、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢署」という。）において処分庁に開示請求書を提出したこと、修正した開示請求書を審査請求人に送付したことは認める。

(3) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(7) 開示請求書の提出

審査請求人は平成 29 年 5 月 19 日、稲沢署情報公開窓口を訪れ、開示請求書を提出し、その内容は「課常会に関する資料。なお、稲沢警察署の平成 28 年中のものに限る。」とするものであった。

(イ) 請求内容に対する判断及び受理

審査請求人が提出した開示請求書の内容から、情報公開事務を担当する稲沢署警務課住民サービス係員（以下「住民サービス係員」という。）は、審査請求人が平成 28 年中に稲沢署で行われた課常会に係る資料を求めているものと判断した。

審査請求人は開示請求書を提出した際、課常会において署員に対して、交通事故に関する教養をしたのかしていないのか知りたいため課常会に関する資料を請求したい旨を申し立てた。住民サービス係員は審査請求人に対し、稲沢署では課常会を開催していないこと等を説明したものの、審査請求人は課常会に関する資料を求めることを内容とする開示請求書をそのまま提出し、同署を離れた。

住民サービス係員は、審査請求人が提出した開示請求書の内容では文書不存在となることが明らかであり、また、課常会ではなく招集行事であれば稲沢署で開催されており、かつ、招集行事は署員に対する教養の場であることから、同日、審査請求人に電話し、上述の旨を説明するとともに、請求内容について、「平成 28 年中に稲沢警察署で開催された招集行事で配布された文書及び教養された内容が分かるもの。

（請求日現在、稲沢警察署警務課で保管するもの）」に修正してよいか確認したところ、審査請求人から了承する旨の回答を得た。

したがって、住民サービス係員は、開示請求書を上述のとおり修正して受理し、受付印を押印した上で、修正した開示請求書の写しを審査請求人に郵送した。

(ウ) 本件開示請求に係る対象文書の調査

稲沢署は本件開示請求を受けて調査した結果、計 117 件 626 枚を、本件開示請求の対象となる行政文書として特定した。

(エ) 決定期間の延長

上述のとおり本件開示請求の対象となる文書は 626 枚と大量である

ことから、処分庁は、開示請求があった日から起算して 45 日以内にその全てを開示決定等することは、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 13 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断し、平成 29 年 6 月 2 日、審査請求人に対し本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間を同月 30 日までとし、残りの行政文書について開示決定等する期限を同年 9 月 15 日までとする決定期間特例通知書を送付した。

(カ) 開示決定等

処分庁は、「教養ノート（1 月 28・29 日のもので、署示、署長訓示及び副署長指示の部分）」について、平成 29 年 6 月 30 日までに開示決定等する期限として事務手続きを進めた結果、その行政文書には不開示情報が存在しなかったことから、同日付けで行政文書開示決定を行った。

また、開示決定等する期限を平成 29 年 9 月 15 日までとする別記 1 及び別記 2 に掲げる文書のうち、別記 1 に掲げる文書については不開示情報が存在しなかったことから、同日付けで行政文書開示決定を行い、別記 2 に掲げる文書については、条例第 7 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号に規定する不開示情報のいずれかに該当する部分があったことから、同じく同日付けで行政文書一部開示決定を行った。

以上の経過から、本件審査請求の対象となる行政文書は、平成 29 年 9 月 15 日付けで行った行政文書開示決定及び行政文書一部開示決定に係る本件行政文書である。

(キ) 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 9 月 25 日付けで行政文書開示決定及び行政文書一部開示決定に対する審査請求を行った。

(4) 課常会と招集行事について

ア 課常会

課常会とは、警察本部の一部の所属において、定期的（開催日等は所属により様々）に所属職員を招集し、幹部が同職員に対して連絡等すべき事項を口頭により指示・伝達する行事であり、あくまで、警察本部所属で行われている行事であることから、稲沢署をはじめとして各警察署では課常会と称する行事は行われていない。

イ 招集行事

招集行事とは、愛知県警察処務規程第 17 条において、署長は毎月、署員を招集し、警察執行務の指針その他必要な事項を指示・伝達し、職務に関し必要な教養訓練を実施しなければならない旨を規定しており、稲沢署はもとより、各警察署においては上述の規定に基づき、毎月招集行事を行っている。

(5) 対象文書について

ア 署示

署示とは、愛知県警察行政文書管理規程第4条第5号に規定する行政文書の種類の一つであり、その内容は、署長が警察署の職務運営の基本的事項及び方針その他の細目的事項について部下職員を指揮命令するものとしている。

各警察署では、署長が署員に指揮命令等すべき内容（具体的には各課長が署員に指示）を署示として発出しており、稲沢署においても同様に署示を発出して、署長が署員に対して職務運営の基本的事項等を指揮命令しているものである。また、稲沢署では作成された署示を警務課で保管していることから、警務課に保管されている署示を本件開示請求における「稲沢警察署で開催された招集行事で配布された文書」として特定した。

イ 招集行事への出席・欠席の状況をまとめた署員の名簿

招集行事については2日又は3日に分けて行うことができ、稲沢署では招集行事を2日に分けて行っており、その出欠状況については警務課において「招集」と題する名簿（以下「出欠名簿」という。）にまとめている。

出欠名簿は、招集行事における教養の実施状況を明らかにするものであることから、警務課で保管されている出欠名簿を本件開示請求における「教養された内容が分かるもの」として特定した。

ウ 教養ノート

招集行事は、各警察署において署長訓示のほか、副署長指示、各課長等による具体的な業務指示等がなされており、稲沢署においてもほぼ同様の内容で進められている。その中で、招集行事において、署長訓示をはじめとして、副署長、各課長等から指示・伝達された内容については、警務課が「教養ノート」と題する文書にまとめ、保管している。

招集行事は全署員の出席を原則としているが、入校、出張、休暇等によりやむを得ず欠席する署員については、招集行事において指示・伝達等された内容の補充教養を必ず受けることとなる。

稲沢署では、上述のとおり、指示・伝達内容を「教養ノート」と題する文書にまとめており、招集行事を欠席した署員は「教養ノート」により補充教養を受けている。そして、欠席した署員は補充教養を受けた内容について、自筆により「教養ノート」を作成して、原本を作成者保管とし、その写しを警務課に提出することになっている（以下、自筆により作成した教養ノートを「教養ノート（欠席者分）」という。）。

したがって、警務課に保管されている教養ノート及び教養ノート（欠席者分）を本件開示請求における「教養された内容が分かるもの」とし

て特定した。

エ 平成 28 年中の稲沢署での招集行事について

稲沢署での平成 28 年中における招集行事について、1 月から 11 月までの各月は上述したとおり 2 日間に分けて行っている。12 月については、28 日に「仕事納め式」として、署長が署員を招集し、1 年間の業務総括、かつ、翌年に向けての抱負などを訓示しており、この仕事納め式を招集行事に代えて行っていることから、12 月に係る対象文書は存在しない。

(6) 本件処分の正当性

ア 審査請求人は、審査請求書において、「我が家の関係で、稲沢警察署がどのような再発防止策を行ったのか、それがわかる書類の開示を求めた。その文書が無いので、開示を求める。」等と主張している。

しかしながら、前記(3)アで主張したとおり、審査請求人が提出した開示請求書の内容は「課常会に関する資料。なお、稲沢警察署の平成 28 年中のものに限る。」とするものであった。警察署では課常会は開催されておらず、この請求内容では、そもそも文書不存在となること、さらには、審査請求人は開示請求書を提出する際、課常会において交通事故に関する教養をしたのか、あるいは、していないのかを知りたいとの意向を示したことから、住民サービス係員は、審査請求人の意向を踏まえるとともに、署員に対する指示・伝達・教養の場として招集行事を開催していることから、審査請求人に対して、「平成 28 年中に稲沢警察署で開催された招集行事で配布された文書及び教養された内容がわかるもの。」として補正を求め、審査請求人はこの求めに応じ補正内容を了承したものである。

したがって、稲沢署においては、上述のとおり、審査請求人の請求内容から本件行政文書を特定し、審査請求人に全て開示及び一部開示決定したものであるから、本件開示請求に係るこれ以外の行政文書は存在しない。

イ 審査請求人は、審査請求書において、住民サービス係員が、「表題の文書は、「不存在である。」及び「あなたが、窓口で請求していた内容は、存在した」と発言した旨主張している。

しかしながら、本件における住民サービス係員の対応は上述したとおりであり、審査請求人が審査請求書で主張するような趣旨の発言のないことは明白であることは明らかである。

ウ 審査請求人は、審査請求書において、「再発防止策が記載された文書が開示されないのは、おかしい」と主張しているが、前記アのとおり、本件開示請求に関して、開示されていない文書は存在しない。

エ 結語

したがって、審査請求人の主張は失当であることは明らかであること

から、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈及び運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 本件開示請求について

審査請求人は、我が家の関係で稲沢署がどのような再発防止策を行ったのかが分かる書類の開示を求めたところ、窓口担当の職員が存在する行政文書名に開示請求書の記載を変更するとの連絡をしてきたにもかかわらず、開示されないのはおかしい旨主張している。

一方、処分庁によれば、提出された開示請求書の内容は「課常会に関する資料。なお、稲沢警察署の平成 28 年中のものに限る。」であったが、窓口担当の住民サービス係員が、警察署では課常会は開催されておらず、招集行事であれば署員に対する教養の場として稲沢署で開催されていることから、審査請求人の了承の上、請求内容の記載を「平成 28 年中に稲沢警察署で開催された招集行事で配布された文書及び教養された内容が分かるもの。(請求日現在、稲沢警察署警務課で保管するもの)」に修正した開示請求書の写しを審査請求人に郵送したとのことである。また、審査請求人は、「窓口担当の住民サービス係員が、請求内容は存在したと発言した」旨主張するものの、処分庁は、「そのような趣旨の発言のないことは明白である」としている。

住民サービス係員の発言内容については、当審査会においては判然としないが、その発言内容にかかわらず、処分庁は住民サービス係員が修正した開示請求書の写しを審査請求人に郵送し、審査請求人はその修正内容について異論を唱えていない。

また、課常会は警察本部の一部の所属で行われている行事であり、警察署においては、課常会は行われていないが、同様に職員を招集する行事として招集行事があり、招集行事において職務に関し必要な教養訓練

を実施していることからすると、住民サービス係員が開示請求者に確認した上で請求内容を修正したとする処分庁の説明に、特段不自然な点があるとは認められない。

以上のことからすると、本件開示請求は、修正された開示請求書に記載のとおりであると判断せざるを得ず、稲沢署警務課が管理する文書のうち、平成 28 年に稲沢署で開催された招集行事において配布された文書及び教養された内容が分かるものを求めるものであると解される。

イ 本件行政文書について

本件行政文書は、署示、出欠名簿並びに教養ノート及び教養ノート（欠席者分）に分類することができ、処分庁から提出された本件行政文書を見分したところ、それらの内容は、次のとおりであると認められる。

(ア) 署示

署長が警察署の職務運営の基本的事項及び方針その他の細目的事項について署員に対して行った指揮命令の内容が記載されている。

(イ) 出欠名簿

毎月の招集行事における各署員の出欠状況が一覧にまとめられている。

(ウ) 教養ノート

招集行事において示された署示に係る番号及び件名並びに署長訓示及び副署長指示の具体的内容のほか、各課長がその招集行事において実施した教養内容がまとめられている。

(エ) 教養ノート（欠席者分）

招集行事を欠席した署員が署示に係る番号及び件名が印字された教養ノートと同じ様式の用紙に署長訓示、副署長指示及び各課長からの教養内容について自筆により教養ノートと同様な内容を記載したものである。

そして、本件行政文書のうち、署示は 44 件、出欠名簿は 1 月から 11 月までの招集行事についてのものをまとめて 1 件、教養ノートは 1 月から 11 月までの各月のもので 11 件、教養ノート（欠席者分）は 61 件であり、合計 117 件の文書が特定されている。なお、当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、12 月については、招集行事に代えて「仕事納め式」を行っているが、「仕事納め式」においては、署示は配布されておらず、出欠状況をまとめた名簿や教養ノート等を作成していないとのことである。

ウ 本件行政文書の特定について

(ア) 署示について

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、稲沢署では、招集行事において署示を配布し、各課長が署示の内容を署員に指示し

ているとのことである。そして、処分庁によれば、稲沢署では作成された署示を警務課で保管していることから、警務課に保管されている署示を本件開示請求における「稲沢警察署で開催された招集行事で配布された文書」として特定したとのことである。

(イ) 出欠名簿並びに教養ノート及び教養ノート（欠席者分）について

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、出欠名簿は、招集行事における教養をどの署員に対して行ったかという実施状況を明らかにするものであるとのことである。そして、処分庁によれば、稲沢署では、警務課において出欠名簿及び教養ノートをまとめており、教養ノート（欠席者分）の原本は作成者保管であるが、その写しは警務課に提出することになっており、警務課で保管されている出欠名簿並びに教養ノート及び教養ノート（欠席者分）を本件開示請求における「教養された内容が分かるもの」として特定したとのことである。

(ウ) 当審査会において処分庁に確認したところ、署示以外に招集行事において配布された資料はないとのことである。なお、本件行政文書の署示において署示に係る番号が連続していないものがあるが、当審査会が事務局職員をして処分庁に確認させたところ、一部の署示は招集行事において配布されていないとのことである。

(エ) 以上のことからすれば、請求内容から本件行政文書を特定し、審査請求人に全て開示及び一部開示決定しており、本件開示請求に係るこれ以外の行政文書は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に特定すべき文書の存在を推認させる事情もうかがわれない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1（平成 29 年 9 月 15 日付け開示決定）

- ・ 署示（第 3 号で件名が「2 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 4 号で件名が「平成 28 年稲沢警察署重点犯罪の選定及び数値目標の設定」のもの）
- ・ 署示（第 8 号で件名が「交通死亡事故抑止月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第 9 号で件名が「3 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 10 号で件名が「人事異動期における厳正な規律の保持と各種事故の防止」のもの）
- ・ 署示（第 11 号で本文が「愛知県稲沢警察署員の勤務時間等の割振りに関する要領（平成 27 年署示第 41 号）の一部を次のように改正する。」のもの）
- ・ 署示（第 12 号で件名が「4 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 14 号で件名が「春の安全なまちづくり県民運動の実施」のもの）
- ・ 署示（第 15 号で件名が「春の全国交通安全運動と連携した交通事故抑止活動の強化」のもの）
- ・ 署示（第 17 号で件名が「5 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 18 号で件名が「伊勢志摩サミット警備に伴う厳正な規律の保持と各種事故の防止」のもの）
- ・ 署示（第 19 号で件名が「6 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 22 号で件名が「7 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 23 号で件名が「第 24 回参議院議員通常選挙における規律の保持」のもの）
- ・ 署示（第 25 号で件名が「夏の交通安全県民運動の実施」のもの）
- ・ 署示（第 26 号で件名が「梅雨期及び台風期における災害警備体制の強化」のもの）
- ・ 署示（第 27 号で件名が「8 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 28 号で件名が「ワークライフバランス推進月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第 30 号で件名が「夏の安全なまちづくり県民運動の実施」のもの）
- ・ 署示（第 31 号で件名が「交通安全施設の一斉点検月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第 32 号で件名が「9 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 34 号で件名が「交通死亡事故抑止月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第 36 号で件名が「10 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 37 号で件名が「秋の安全なまちづくり県民運動の実施」のもの）

- ・ 署示（第 40 号で件名が「適正な捜査書類の作成の徹底」のもの）
- ・ 署示（第 42 号で件名が「年末に向けた交通死亡事故抑止対策の強化」のもの）
- ・ 署示（第 43 号で件名が「11 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 45 号で件名が「12 月中の強調業務」のもの）
- ・ 署示（第 46 号で件名が「年末年始における特別警戒の実施」のもの）
- ・ 署示（第 48 号で件名が「年末の交通安全県民運動の実施」のもの）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（2 月 25・26 日）のもので稲沢警察署警務課作成のもの）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（11 月 25・29 日）のもので稲沢警察署警務課作成のもの）

別記2（平成29年9月15日付け一部開示決定）

- ・ 署示（第5号で件名が「窃盗犯捜査活動の強化月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第6号で件名が「犯罪手口資料の作成及び活用強化月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第7号で件名が「告訴・告発事件捜査活動及び知能犯情報収集活動の強化月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第13号で件名が「稲沢警察署各種委員会委員等の指定」のもの）
- ・ 署示（第20号で件名が「迅速的確な初動警察活動推進月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第21号で件名が「来日外国人犯罪対策強化月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第24号で件名が「職務質問の強化月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第29号で件名が「稲沢警察署各種委員会委員等の指定」のもの）
- ・ 署示（第33号で件名が「重要知能犯及び特殊詐欺の捜査活動強化月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第38号で件名が「悪質な風俗関係事犯等取締りの強化」のもの）
- ・ 署示（第39号で件名が「窃盗犯及び指名手配、職務質問強化月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第41号で件名が「弘道会を中心とした暴力団総合対策及び薬物・拳銃事犯取締強化月間の実施」のもの）
- ・ 署示（第44号で件名が「狩猟期における猟銃等に係る事件・事故の防止と指導取締りの強化」のもの）
- ・ 署示（第47号で件名が「稲沢市長選挙における適正な違反取締り」のもの）
- ・ 「招集」と題する名簿（1月28・29日のもの、2月25・26日のもの、3月30・31日のもの、4月27・28日のもの、5月11・12日のもの、6月28・29日のもの、7月27・28日のもの、8月25・26日のもの、9月26・27日のもの、10月25・26日のもの、11月25日のもの及び11月29日のもの）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（1月28・29日）のものの実施者が警務課長、会計課長、生安課長、地域課長、刑事課長、交通課長及び警備課長の教養内容の部分で、稲沢警察署警務課作成のもの）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（3月30・31日）のもので、稲沢警察署警務課作成のもの）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、稲沢警察署

警務課作成のもの)

- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（5月11・12日）のもので、稲沢警察署警務課作成のもの)
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（6月28・29日）のもので、稲沢警察署警務課作成のもの)
- ・ 教養ノート（招集時教養（7月27・28日）のもので、稲沢警察署警務課作成のもの)
- ・ 教養ノート（招集時教養（8月25・26日）のもので、稲沢警察署警務課作成のもの)
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（9月26・27日）のもので、稲沢警察署警務課作成のもの)
- ・ 教養ノート（招集時教養（10月25・26日）のもので、稲沢警察署警務課作成のもの)
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（1月28・29日）のもので、招集行事欠席者（係欄が交通指導取締で階級欄が補の〇〇〇〇、係欄が地域課3係で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が地域総務で階級欄が長の〇〇〇〇及び係欄が地域総務で階級欄が補の〇〇〇〇）作成のもの）の写し)
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（1月28・29日）のもので、招集行事欠席者（係欄が警務で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域1係で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が留2で階級欄が査の〇〇〇〇、係欄が留置管理で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が留管で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が留置管理で階級欄が長の〇〇〇〇）作成のもの）の写し)
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（1月28・29日）のもので、招集行事欠席者（係欄が留置管理で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇及び係欄が留置管理で階級欄が巡查の〇〇〇〇）作成のもの）の写し)
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（1月28・29日）のもので、招集行事欠席者（係欄が指導取締で階級欄が巡查長の〇〇〇〇）作成のもの）の写し)
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（1月28・29日）のもので、招集行事欠席者（係欄が事故捜査係で階級欄が長の〇〇〇〇）作成のもの）の写し)
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（1月28・29日）のもので、招集行事欠席者（係欄が保安で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇）作成のもの）の写し)
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（1月28・29日）のもので、署示、署長訓示及び副署長指示の部分で、招集行事欠席者（係欄が地域1で階級欄が長の〇〇〇〇）作成のもの）の写し） ”
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（1月28・29日）のもので、署示、署長訓示及び副署長指示の部分で、招集行事欠席者（係欄が警務で階級欄が警察職員の〇〇〇〇）作成のもの）の写し)
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（2月25・26日）のもので、招集行事欠

席者（係欄が地域総務で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が
巡査の〇〇〇〇、係欄が地域 3 係で階級欄が巡査長の〇〇〇〇、係欄が地
域 3 係で階級欄が巡査部長の〇〇〇〇及び係欄が地域 3 で階級欄が巡査の
〇〇〇〇）作成のものの写し）

- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（2 月 25・26 日）のもので、招集行事欠
席者（係欄が指導取締で階級欄が巡査長の〇〇〇〇、係欄が地域総務係で
階級欄が巡査長の〇〇〇〇、係欄が地域 1 係で階級欄が査長の〇〇〇〇、
係欄が交通課総務係で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が交通課事故捜査係で
階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が巡査の〇〇〇〇、係欄が
地域課・第 3 係で階級欄が巡査長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が巡
査部長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が巡査の〇〇〇〇、係欄が地域
3 で階級欄が巡査部長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が警部補の〇〇
〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が警部補の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄
が警部補の〇〇〇〇、係欄が地域 3 係で階級欄が巡査の〇〇〇〇、係欄が
地域 3 で階級欄が巡査部長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が査長の〇
〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が巡査長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級
欄が巡査長の〇〇〇〇、係欄が地 3 で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域
3 で階級欄が巡査長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が長の〇〇〇〇及
び係欄が地域 2 係で階級欄が巡査長の〇〇〇〇）作成のものの写し）及び
教養ノート（招集時教養（2 月 25・26 日）のもので、招集行事欠席者（係
欄が住サで階級欄が補の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（2 月 25・26 日）のもので、招集行事欠
席者（係欄が 1 で階級欄が査の〇〇〇〇及び係欄が交通課事故捜査係で階
級欄が巡査部長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（2 月 25・26 日）のもので、招集行事欠
席者（係欄が地 1 で階級欄が巡査の〇〇〇〇及び係欄が保安で階級欄が巡
査部長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（2 月 25・26 日）のもので、招集行事欠
席者（係欄が警務で階級欄が警察職員の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（3 月 30・31 日）のもので、招集行事欠
席者（係欄が警務で階級欄が警察職員の〇〇〇〇、係欄が強行で階級欄が
査の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が少年で階級
欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地域 2 で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が指導
取締で階級欄が巡査長の〇〇〇〇及び係欄が刑事総務で階級欄が長の〇〇
〇〇）作成のものの写し）及び教養ノート（招集時教養（3 月 30・31 日）
のもので、招集行事欠席者（係欄が生安係で階級欄が長の〇〇〇〇）作成
のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（3 月 30・31 日）のもので、招集行事欠

席者（係欄が生活安全で階級欄が補の〇〇〇〇）作成のものの写し）

- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（3月30・31日）のもので、招集行事欠席者（係欄が生活安全係で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（3月30・31日）のもので、署示、署長訓示及び副署長訓示の部分で、招集行事欠席者（係欄が地1で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域1係で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地域1係で階級欄が査長の〇〇〇〇及び係欄が地域1で階級欄が巡查の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（3月30・31日）のもので、署示、署長訓示及び副署長訓示の部分で、招集行事欠席者（係欄が地域1で階級欄が警部補の〇〇〇〇、係欄が地域課地域第1係で階級欄が補の〇〇〇〇、係欄が地域1係で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域1で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地1で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域1で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域第一で階級欄が査の〇〇〇〇、係欄が地域一で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地域1で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地1で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域1係で階級欄が巡查長の〇〇〇〇及び係欄が地域第1で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（3月30・31日）のもので、署示、署長訓示及び副署長訓示の部分で、招集行事欠席者（係欄が地域1係で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、招集行事欠席者（係欄が交通課総務係で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が交通指導取締で階級欄が補の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、招集行事欠席者（係欄が暴力薬物係で階級欄が警部補の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、招集行事欠席者（係欄が少年で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が交通課総務で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が保安で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が知能で階級欄が補の〇〇〇〇、係欄が指導取締り係で階級欄が巡查長の〇〇〇〇及び係欄が強行で階級欄が査の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、招集行事欠席者（係欄が地域1係で階級欄が査長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、招集行事欠席者（係欄が交通総務で階級欄が警部補の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、招集行事欠

席者（係欄が指導取締で階級欄が巡査部長の〇〇〇〇、係欄が交通総務で階級欄が補の〇〇〇〇、係欄が指導取締係で階級欄が巡査の〇〇〇〇及び係欄が指導取締で階級欄が巡査長の〇〇〇〇）作成のものの写し）

- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、招集行事欠席者（係欄が事故捜査係で階級欄が警部補の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、招集行事欠席者（係欄が強行係で階級欄が長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、招集行事欠席者（係欄が交通課事故捜査係で階級欄が巡査部長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（4月27・28日）のもので、招集行事欠席者（係欄が少年で階級欄が補の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（5月11・12日）のもので、招集行事欠席者（係欄が交通課取締で階級欄が査長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（5月11・12日）のもので、招集行事欠席者（係欄が指導取締で階級欄が巡査長の〇〇〇〇、係欄が事故捜査係で階級欄が警部補の〇〇〇〇、係欄が交通事故捜査係で階級欄が巡査部長の〇〇〇〇、係欄が交通課事故捜査で階級欄が巡査部長の〇〇〇〇、係欄が交通事故捜査で階級欄が巡査部長の〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が巡査長の〇〇〇〇、係欄が事故捜査係で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が巡査長の〇〇〇〇及び係欄が地域3で階級欄が巡査の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集時教養（5月11・12日）のもので、招集行事欠席者（係欄が警備課で階級欄が警部補の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（5月11・12日）のもので、招集行事欠席者（係欄が地域3で階級欄が巡査の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（5月11・12日）のもので、招集行事欠席者（係欄が地域課3係で階級欄が巡査長の〇〇〇〇及び係欄が地域総務で階級欄が査長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（5月11・12日）のもので、招集行事欠席者（係欄が事故捜査係で階級欄が巡査部長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（6月28・29日）のもので、招集行事欠席者（係欄が指導取締で階級欄が巡査長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（6月28・29日）のもので、招集行事欠席者（係欄が地域3で階級欄が巡査の〇〇〇〇、係欄が地域3で階級欄が巡査部長の〇〇〇〇、係欄が地域3係で階級欄が巡査長の〇〇〇〇、係欄

が保安で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が事故捜査で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が交通指導取締で階級欄が補の〇〇〇〇、係欄が交通課事故捜査で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が交通取締で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が事故捜査係で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が交通で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が交通総務で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が地域 1 で階級欄が警部補の〇〇〇〇、係欄が地域 1 で階級欄が警部補の〇〇〇〇、係欄が地域第 1 係で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地 1 で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域 1 で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域 1 係で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地 1 で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地域 1 で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地 1 で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域 1 で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地 1 で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域 1 で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域 1 で階級欄が査の〇〇〇〇、係欄が地 1 で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域 1 係で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が地域第一で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地 1 で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地域 1 で階級欄が長の〇〇〇〇及び係欄が地域 1 で階級欄が巡查長の〇〇〇〇) 作成のものの写し)

- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（6 月 28・29 日）のもので、招集行事欠席者（係欄が地域 1 係で階級欄が巡查の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（6 月 28・29 日）のもので、招集行事欠席者（係欄が交通取締で階級欄が査長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（7 月 27・28 日）のもので、招集行事欠席者（係欄が地域 3 係で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が巡查長の〇〇〇〇及び係欄が地域総務で階級欄が長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（7 月 27・28 日）のもので、招集行事欠席者（係欄が警務で階級欄が警察職員の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域 3 係で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地域課 3 係で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が地 3 で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域 3 係で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域で階級欄が警部補の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が警部補の〇〇〇〇、係欄が 3 で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域 3 で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地総で階級

欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地域総務で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が地域総務で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が交通課事故捜査係で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が交通課総務で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が巡查長の〇〇〇〇及び係欄が交通取締で階級欄が査長の〇〇〇〇) 作成のものの写し)

- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(7月27・28日)のもので、招集行事欠席者(係欄が交通課事故捜査で階級欄が長の〇〇〇〇) 作成のものの写し)
- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(7月27・28日)のもので、招集行事欠席者(係欄が警務で階級欄が係員の〇〇〇〇及び係欄が交通取締で階級欄が査長の〇〇〇〇) 作成のものの写し)
- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(7月27・28日)のもので、招集行事欠席者(係欄が事故捜査で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が交通総務課で階級欄が警部補の〇〇〇〇及び係欄が交通総務で階級欄が長の〇〇〇〇) 作成のものの写し)
- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(8月25・26日)のもので、招集行事欠席者(係欄が地域総務で階級欄が長の〇〇〇〇) 作成のものの写し)
- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(8月25・26日)のもので、招集行事欠席者(係欄が地域2で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域2で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が地域2係で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域2係で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が地2で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域2で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域2で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域課地域第2係で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域2係で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域1で階級欄が警部補の〇〇〇〇及び係欄が地域課地域第1係で階級欄が巡查の〇〇〇〇) 作成のものの写し)
- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(8月25・26日)のもので、招集行事欠席者(係欄が地域2で階級欄が警部補の〇〇〇〇、係欄が地域第2で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地域2で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域2で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇及び係欄が強行で階級欄が警部補の〇〇〇〇) 作成のものの写し)
- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(8月25・26日)のもので、招集行事欠席者(係欄が地域2係で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇) 作成のものの写し)
- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(8月25・26日)のもので、招集行事欠席者(係欄が地2で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が2で階級欄が長の〇〇〇〇) 作成のものの写し)
- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(8月25・26日)のもので、招集行事欠

席者（係欄が地域２で階級欄が査の〇〇〇〇）作成のものの写し）

- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（８月２５・２６日）のもので、招集行事欠席者（係欄が地域２で階級欄が巡查長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（８月２５・２６日）のもので、招集行事欠席者（係欄が地域総務で階級欄が長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（８月２５・２６日）のもので、招集行事欠席者（係欄が地１で階級欄が長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（９月２６・２７日）のもので、招集行事欠席者（係欄が指導取締で階級欄が巡查長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（９月２６・２７日）のもので、招集行事欠席者（係欄が地域１で階級欄が警部補の〇〇〇〇、係欄が地域第１係で階級欄が警部補の〇〇〇〇、係欄が地域課地域１で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域課地域第１係で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域１で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地域１で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地１で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域１で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地１で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域１で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域第１係で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が地域一で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地１で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地域１で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が地域１係で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が地１で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が地域１で階級欄が査の〇〇〇〇、係欄が地域課地域１で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が交通課総務で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が交通総務で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が交通課事故捜査で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が交通課総務係で階級欄が長の〇〇〇〇及び係欄が事故捜査係で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（９月２６・２７日）のもので、招集行事欠席者（係欄が交通課事故捜査係で階級が長の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（１０月２５・２６日）のもので、招集行事欠席者（係欄が指導取締係で階級欄が巡查長の〇〇〇〇、係欄が交通課指導取締係で階級欄が補の〇〇〇〇）作成のものの写し）
- ・ 教養ノート（招集（補充）教養（１０月２５・２６日）のもので、招集行事欠席者（係欄が指導取締係で階級欄が巡查の〇〇〇〇、係欄が交通課事故捜査係で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が交通取締で階級欄が長の〇〇〇〇、係欄が交通取締で階級欄が査長の〇〇〇〇、係欄が指導取締係で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇、係欄が指導取締り係で階級欄が巡查長の〇

〇〇〇〇、係欄が交通課事故捜査で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が巡查長の〇〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が査長の〇〇〇〇〇、係欄が交通総務で階級欄が長の〇〇〇〇〇、係欄が交通課事故捜査係で階級欄が長の〇〇〇〇〇、係欄が事故捜査係で階級欄が長の〇〇〇〇〇及び係欄が指導取締で階級欄が巡查長の〇〇〇〇〇) 作成のものの写し)

- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(10月25・26日)のもので、招集行事欠席者(係欄が事故捜査係で階級欄が警部補の〇〇〇〇〇) 作成のものの写し)
- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(11月25・29日)のもので、招集行事欠席者(係欄が地域総務で階級欄が長の〇〇〇〇〇、係欄が地域2係で階級欄が巡查の〇〇〇〇〇、係欄が交通総務で階級欄が長の〇〇〇〇〇) 作成のものの写し)
- ・ 教養ノート(招集(補充)教養(11月25・29日)のもので、招集行事欠席者(係欄が地域総務で階級欄が巡查長の〇〇〇〇〇、係欄が地総で階級欄が補の〇〇〇〇〇、係欄が事故捜査係で階級欄が警部補の〇〇〇〇〇、係欄が交通課事故捜査で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇〇、係欄が交通課事故捜査係で階級欄が長の〇〇〇〇〇、係欄が交通取締で階級欄が査長の〇〇〇〇〇、係欄が指導取締で階級欄が巡查長の〇〇〇〇〇、係欄が交通課総務で階級欄が巡查長の〇〇〇〇〇、係欄が交通総務で階級欄が巡查の〇〇〇〇〇、係欄が交通総務で階級欄が巡查部長の〇〇〇〇〇及び係欄が交通総務で階級欄が巡查長の〇〇〇〇〇) 作成のものの写し)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.11.14	諮問（弁明書の写しを添付）
30.11.30 (第562回審査会)	処分庁の職員から開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 1.18 (第565回審査会)	審議
31. 2.18 (第567回審査会)	審議
31. 3.15	答申